

第7回農業委員会総会議事録

平成27年7月6日(月)

射水市役所布目庁舎301号室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第22号から第24号)
日程第4 議事(議案第23号から第25号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(22人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	7番	明石 茂
8番	前田 進	9番	土合 正夫
10番	城石美枝子	11番	山谷 孝芳
12番	村上 利之	13番	前田 光春
14番	熊西 忠治	16番	石庭 文男
17番	川西喜一郎	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

欠席委員(3人)

6番	永森 薫	15番	水元 睦雄
18番	山下 隆之		

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
第2 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第24号 農地法等第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 坂木 猛
主 任 田中 良仁

庶務係長 堀 修二

射水市農林水産課
農政係長 遠藤 修
主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 8 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 7 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「14 番 熊西委員」「17 番 川西委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第22号の説明）

議長（舟木会長）

報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第23号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第24号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第23号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。
今回は2件ございます。

【議案第23号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1 番については経営の合理化によるものです。

2 番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第 2 4 号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 2 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 5 ページの議案第 2 4 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 2 4 号を議案書をもとに朗読】

1 番は住宅敷地としての転用申請です。

2 番は農家分家住宅の転用申請です。

3番は駐車場の拡張の転用申請です。
4番は農家分家住宅の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番、2番については永森委員ですが、本日欠席ですので事務局より説明
をお願いします。

事務局（堀）

議案第24号の1番について説明します。

譲受人は 市のアパートに住む譲渡人の二女です。

現在、アパートで夫と子供2人の4人で生活しています。双子の2人の
子供も成長するに伴いアパートでは部屋が足りない状況になっています。

家族で検討したところ、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所
有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組
合等の同意も得られております。

議案第24号の2番について説明します。

譲受人は 市内のアパートに生活しています。

現在、夫婦2人で生活しています。今後、子供が生まれるに伴い、アパ
ートでは手狭になってきています。

実家での同居も考えましたが2世帯が同居できるほどの広さはありません。
実家の敷地に建築スペースもない為、隣接する土地で建築すること
がお互い生活しやすいと考えたため今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産
組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番の件について前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案第24号の3番について説明します。

譲受人は 地内で土石販売業、土木建築業を主業とする法人です。

既存車輛置場の賃貸借契約の解消に伴い、新たな車両置き場を確保する
必要に迫られ、昨年申請を行ったところではありますがまだ駐車スペースが
足りていない状況です。そこで車輛置場に隣接する敷地を拡張する計画で
あります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産
組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番の件について城石委員より説明をお願いします。

城石委員

議案第24号の4番について説明します。

譲受人は市地内のアパートに生活する貸人の二男です。

現在は、夫婦、子供2人の合計4人で生活しています。

借受人は結婚前から健康の優れない父に代わり、農作業を手伝ってきました。本年、子供も生まれ現在の住宅では手狭となってきています。

家族で検討したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第24号について説明します。

1番については、申請地が公共施設整備済区域であることから、3種農地と判断します。転用目的は住宅敷地であり問題ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は農家分家住宅であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が市街化傾向区域であることから、2種農地と判断します。転用目的は駐車場の拡張であり、地元自治会等の同意も得られており、問題ないと判断します。

4番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地と判断します。転用目的は農家分家住宅であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。
よって、議案第24号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第25号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第25号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(福井)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長(舟木会長)

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

横山委員

設定を受ける人は耕作面積0㎡になっているが、何を作付するつもりですか。

土合委員

さつまいもを作付する予定です。他にしいたけの栽培、秋にははくさいをやりたいとの意向です。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第25号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第25号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後14時40分

その他報告事項

平成 27 年度農地パトロール（利用状況）報告書について
* 9 月総会時提出をお願いします。

のぼり旗の配布

次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 8 月 6 日（木）午後 2 時から
射水市役所布目庁舎 3 0 1 号室

議 長 舟木 康真

署名委員 熊西 忠治

署名委員 川西 喜一郎

第七回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十七年七月十日
至 平成二十七年七月三十一日